

## 鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の中心市街地空き物件の解消及び地域経済等の活性化を図るため、空き物件を利活用及び整備する事業者等に対し、予算の範囲内において鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 北田大手町商店街振興組合、水神横丁商店街及び本町一番商店街振興組合に該当する地域をいう。
- (2) 空き物件 中心市街地に存する建物の全部又は一部であつて、所有者が店舗等として貸し付ける、又は売却する意思があるもののうち、現に1か月以上借主又は買主が存しないものをいう。ただし、集合住宅（マンション、アパート等をいう。）の住居専用部分を除くものとする。
- (3) 商店街等 中心市街地の商店街、通り会及びその他地域商店街の活性化に取り組む団体として市長が認めたものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き物件を活用し中心市街地に出店する者のうち次に掲げる要件の全てを満たす事業者
  - ア 別表第1に掲げる補助対象業種を営んでいること又は営もうとすること。
  - イ 中心市街地における空き物件で営業活動を行うこと。
  - ウ 出店後2年以上営業を継続できる見込みがあること。
  - エ 1日4時間以上かつ月20日間以上営業すること。
  - オ 補助金の交付申請者が直接、事業又は営業に携わること。
  - カ 事業所所在地の該当する商店街等に加盟し、活動に参加すること。
  - キ 宗教活動又は政治活動が目的でないこと。
  - ク 市税の滞納がないこと。

ケ その他市長が特に必要と認めるもの

(2) 中心市街地に空き物件を所有している者のうち次に掲げる要件を全て満たす者

ア 所有する物件を希望者に貸し付ける又は売却する意思があること。

イ 補助金の交付申請者が直接、工事等の受注を行うこと。

ウ 整備後に居住地等とすることを目的としないこと。

エ 市税の滞納がないこと。

オ その他市長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団（鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員等（条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ）

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げるもののいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業以外の業務を営む者

(6) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は補助事業の実施に要する経費のうち、別表第2に掲げるものとする。ただし、第7条に規定する補助金の交付を申請した日の属する年度内に完了する事業に限るものとする。

2 補助対象経費は国、地方公共団体、公共的団体等から助成を得るときは、当該助成額を補助対象経費から控除するものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、別表第2に掲げる区分に応じ定める額を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 第3条第1項第1号の要件を満たす補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式（その1））に次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 空き物件間取図
- (4) 滞納なし証明
- (5) 空き物件に係る賃貸借契約書の写し（賃貸物件を利活用する場合のみ）
- (6) 空き物件所有者を確認できる登記簿謄本
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認めるもの

2 第3条第1項第2号の要件を満たす申請者は、鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式（その2））に次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 空き物件間取図
- (2) 滞納なし証明
- (3) 空き物件所有者を確認できる登記簿謄本
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を鹿屋市空き物件リノベーション促進事業候補者選定委員会において審査し、補助金交付の可否を決定する。

2 市長は、補助金の交付が決定したときは、その決定内容及びこれに条件を付し、鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知する。

3 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示

に従うこと。

(事業計画の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、事業計画を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、鹿屋市空き物件リノベーション促進事業計画変更(中止、廃止)承認申請書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微であると認める変更は除くものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、その結果を鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金変更交付決定通知書(別記第6号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書等の提出)

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了した時は、当該事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金事業実績報告書(別記第7号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支精算書(別記第3号様式)

(2) 補助事業を実施した状況が分かる写真

(3) 領収書その他申請者が補助対象経費を支出したことを証する書類(名宛人が申請者と同一名義のものに限る。)

(4) 空き物件の賃貸借契約書、売買契約書その他当該空き物件を使用収益する権限を設定する契約書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めるもの

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、現地確認審査等を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金交付確定通知書(別記第8号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助金を請求しよ

うとするときは、補助金交付請求書（別記第9号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (5) 補助金の交付を受けてから原則として6か月以内に営業を開始しないとき、若しくは2年以内に当該事業を廃止し、又は当該物件を移転したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 市長は、第1項の規定による交付決定の取り消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書（別記第10号様式）により通知するものとする。

（加算金及び延滞金）

第13条 補助事業者は、前条第3項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第19条第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは規則第19条第4項の規定に基づき延滞金を市に納付しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

業種要件（日本標準産業分類から抜粋）

大分類	中分類	小分類	細分類
I 卸売業・小売業	56 各種商品小売業	569 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）	
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	570（管理、補助的経済活動を行う事業所）以外の小売業	
	58 飲食料品小売業	580（管理、補助的経済活動を行う事業所）以外の小売業	
	59 機械器具小売業	591 自動車小売業	
		592 自転車小売業	
		593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く。）	
60 その他の小売業	600（管理、補助的経済活動を行う事業所）以外の小売業	6051（ガソリンスタンド）は対象外	
L 学術研究、専門・技術サービス業	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	720（管理、補助的経済活動を行う事業所）以外の専門サービス業	
	73 広告業	731 広告業	
	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	746 写真業	
M 宿泊業、飲食サービス業	76 飲食店	761 食堂、レストラン（専門料理店を除く。）	
		762 専門料理店	
		763 そば・うどん店	
		764 すし店	
		765 酒場、ビヤホール	

		766 バー	
		767 喫茶店	
		769 その他の飲食店	
	77 持ち帰り・配達 飲食サービス業	770 (管理、補助的経済活動を行 う事業所) 以外の持ち帰り・ 配達飲食サービス業	
N 生活 関連サー ビス業、娯 楽業	78 洗濯・理容・美 容・浴場業	781 洗濯業	
		782 理容業	
		783 美容業	
		789 その他の洗濯・理容・美 容・浴場業	
	79 その他の生活 関連サービス業	791 旅行業	
		793 衣服裁縫修理業	
		799 他に分類されない生活関 連サービス	
	80 娯楽業	804 スポーツ施設提供業	8048 フィットネ スクラブ
		806 遊戯場	8062 囲碁・将棋所
	O 教育、 学習支援 業	82 その他の教育、 学習支援業	823 学習塾
824 教養・技能教授業			
R サー ビス業(他 に分類さ れないも の)	93 政治・経済・文 化団体	933 学術・文化団体	
		939 他に分類されない非営利 的団体	

別表第2（第5条関係）

1 第3条第1項第1号に該当する者

補助対象経費	限度額
建物の改修に係る経費	100万円
開業に必要な設備等の導入経費	

2 第3条第1項第2号に該当する者

補助対象経費	限度額
建物の改修に係る経費	50万円
家財道具等の処分に係る経費。ただし、買取業者に依頼する場合は経費から買取額を除いた額に補助率を乗じた額と限度額のうち低い額を補助対象経費とする。	

別記

第1号様式（その1）（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請人

住 所

氏 名（法人にあつては名称）  
及び代表者の氏名

年度鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金交付申請書

年度における鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支計画書（別記第3号様式）
- (3) 空き物件間取図
- (4) 滞納なし証明
- (5) 空き物件所有者を確認できる登記簿謄本
- (6) 空き物件に係る賃貸借契約書の写し（賃貸物件を利活用する場合のみ）
- (7) その他市長が必要と認める書類

第1号様式（その2）（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請人

住 所

氏 名（法人にあつては名称）  
及び代表者の氏名

年度鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金交付申請書

年度における鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類
  - (1) 空き物件間取図
  - (2) 滞納なし証明
  - (3) 空き物件所有者を確認できる登記簿謄本
  - (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

事業計画書

1 対象事業の実施予定期間

年 月 日 から 年 月 日まで

2 対象事業の内容

第3号様式（第6条、第9条関係）

収支予算書（収支精算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	比 較		備 考
			増	減	
市 補 助 金					
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	比 較		備 考
			増	減	
計					

第4号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長

□印

年度鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度鹿屋市空き物件リ  
ノベーション促進事業補助金については、下記のとおり決定しました。

記

1 交付予定額 円

2 交付決定に付した条件

- (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請人

住 所

氏 名（法人にあつては名称）  
及び代表者の氏名

年度鹿屋市空き物件リノベーション促進事業計画  
変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金等交付決定通知のあつた  
上記事業計画を下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、鹿屋市空き物件リ  
ノベーション促進事業補助金等交付要綱第8条の規定により承認くださるよう申請し  
ます。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 変更事業計画書 別紙1のとおり
- 3 変更収支予算書 別紙2のとおり

注 別紙1及び別紙2については、それぞれ補助金等交付申請書に添付する事業  
計画書及び収支予算書を用いて作成し、変更に係る部分は二段書とし、変更前  
のものを括弧書で上段に記載すること。

第6号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

年度鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった 年度鹿屋市空き物件リ  
ノベーション促進事業の計画変更（中止、廃止）については、申請のとおり承認し、  
補助金等の額を下記のとおり変更決定しました。

記

1 補助金の額

変 更 前	円
変 更 後	円

2 補助の条件

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請人

住 所

氏 名（法人にあつては名称）  
及び代表者の氏名

年度鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた鹿屋市空き物件リノベーション促進事業を実施したので、鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて実績を報告します。

記

添付書類

- (1) 収支精算書
- (2) 補助事業を実施した状況が分かる写真
- (3) 領収書その他申請者が補助対象経費を支出したことを証する書類（名宛人が申請者と同一名義のものに限る。）
- (4) 空き物件の賃貸借契約書、売約契約書その他当該空き物件を使用収益する権限を設定する契約書の写し
- (5) 市長が必要あると認めるもの

第8号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印印

年度鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした鹿屋市空き物件  
リノベーション促進事業補助金については、その額を下記のとおり確定したので通  
知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 交付確定額 円

第9号様式（第11条関係）

請 求 書

金 円

ただし 年 月 日付け 第 号の補助金等交付確定通知書  
に基づく 年度鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金  
上記のとおり請求します。

年 月 日

申請人

住 所

氏 名（法人にあつては名称）  
及び代表者の氏名

鹿屋市長 様

第10号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長

印印

年度鹿屋市空き物件リノベーション促進事業補助金  
交付決定取消通知書及び返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした鹿屋市空き物件  
リノベーション促進事業補助金については、下記のとおり取り消したので通知しま  
す。

記

1 交付決定取消の理由

2 返還命令額 円